

出荷制限指示後の管理の考え方（くり）

くりの出荷管理については、関係市町等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講ずる。

1 制限区域の市町からの出荷管理

1)出荷者対策

県は、くりの出荷制限が指示された那須塩原市、那須町及び大田原市における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう、文書やホームページ等により周知する。

また、市町及び県関係機関の各種業務活動を通じて出荷制限の徹底を図る。

2)流通対策

県のホームページにおいてくりの出荷制限に関する情報を掲載し広く周知する。

また、出荷団体、直売所等の関係事業者に対し、出荷制限が指示された市町産のくりを扱わないこと、産地の市町名を確認のうえ適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町からの出荷への対応

出荷制限が指示された市町以外の県内市町から産出されるくりについては、出荷団体、直売所等の関係事業者に対し、入荷先及び販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。